公益財団法人静岡県グリーンバンク定期配布事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人静岡県グリーンバンク花と緑の街並づくり事業実施要綱第3 条の規定に基づき、定期配布事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業対象団体)

第2条 この事業により緑化資材の無償配布を受けることができる団体(以下「事業対象団体」という。)は、事業の対象となる箇所(第4条の規定により定期配布事業の対象となる施設等をいう。以下「事業対象箇所」という。)の近隣住民で構成される花の会、町内会、子供会、婦人会、者人会、PTAその他の地域で活動する団体とする。

(事業対象となる播種等)

第3条 この事業の対象となる播種等は、事業対象団体に属する住民の自主的参加により実施される播種等とする。

(事業対象箇所)

- 第4条 事業対象箇所は、次に掲げる施設及びこれらに準ずる箇所とする。
 - (1) 国及び地方公共団体が管理する施設
 - (2) 学校教育法第1条の学校
 - (3) 社会教育法第2条の社会教育に係る公民館、図書館、博物館その他の施設
 - (4) 医療法第1条の2第2項の医療提供施設
 - (5) 社会福祉事業法第2条第1項の社会福祉事業に係る施設
- 2 播種等を行う場所は、事業対象箇所周辺の住民の目に触れる場所であり、かつ、当該播種等について土地の所有者又は土地の利用に関し権利を有する者の承諾を得、及び播種等の後に転用されるおそれのない場所でなければならない。

(配布する緑化資材)

- 第5条 この事業により配布する緑化資材は、次に掲げるもののうちから理事長が選定する。
 - (1) 種子等
 - ア 草花の種子及び球根
 - イ 緑化木苗木
 - ウ花苗
 - (2) その他資材
 - ア 土壌改良材
 - イ 事業表示看板
 - ウ その他この事業により配布を受ける種子等の健全な生育に必要であると認められる資材 (配布の時期等)
- 第6条 緑化資材は、毎年、8~10月(秋配布)及び1~3月(春配布)により配布する。 (実施通知)
- 第7条 理事長は、定期配布事業を実施しようとするときは、配布する緑化資材の種類を定め、 支店長及び県農林事務所長に通知するものとする。
- 2 支店長は前項の規定による通知を受けたときは、当該支店の管轄区域内の事業対象団体に対し、配布の希望について照会するものとする。

(配布申込み)

- 第8条 前条第2項の規定による照会があった場合において、配布を希望する事業対象団体の代表者は、様式第1号による配布申込書を支店長に提出するものとする。
- 2 支店長は、前項の配布申込書を取りまとめ、当該申込みが事業の対象として適当であること を確認した上で、様式第2号による申込総括書に様式第3号による申込総括表その他理事長が 別に定める書類を添えて理事長に提出するものとする。

(配布決定)

- 第9条 理事長は、支店長から提出された申込総括書及び申込総括表の内容を審査し、調整し、 並びに事業を実施する団体(以下「事業実施団体」という。)及び配布する数量等を決定し、支 店長及び県農林事務所長に対し、当該決定の内容を通知するものとする。この場合において、 理事長は、当該配布の条件として、事業実施団体に対し事業表示看板の設置等を義務付けるこ とができる。
- 2 支店長は、前項の規定による通知を受けたときは、事業実施団体の代表者に対し、様式第 4 号により配布決定の通知をするものとする。
- 3 理事長は、前条第3項による支店長から提出された緑化資材購入計画書を審査し、事業費承認の内容を通知する。支店長は通知後、緑化資材を本店に代わり発注する。 (受領及び検収)
- 第10条 緑化資材は、各支店において受領する。
- 2 支店担当者は、前項の規定により緑化資材を受領したときは、直ちに検収を行い、様式第 5 号による検収調書をグリーンバンク事務局長に送付するとともに、速やかに事業実施団体に対し緑化資材を配布するものとする。
- 3 支店担当者は、前条第3項の規定による緑化資材を発注先から受領したら検収し、速やかに 事業実施団体に配布する。

(完了の報告)

- 第11条 事業実施団体の代表者は、播種等が完了したときは、速やかに様式第6号による完了報告書を支店長に提出しなければならない。
- 2 支店長は、前項の報告書の提出があったときは、確認を行い、様式 7 号による完了報告総括書に様式 8 号による総括表を添えて理事長に提出するものとする。

(裁量枠)

- 第12条 グリーンバンクは、地域の緑化活動に著しい効果があると判断する場合は、第7条第1項以外に緑化資材(種子・球根・花苗・緑化木)を選択し予算の範囲内で事業対象団体に配布することができる。
- 2 裁量枠の申込みを行うとする事業対象団体は、裁量枠配布申込書(様式第9号)を理事長に 提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による裁量枠配布申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し裁量枠実施の可否を決定する。
- 4 裁量枠を実施した事業対象団体は、裁量枠実施報告書(様式第 10 号)を理事長に提出しなければならない。
- 5 理事長は、前項の規定による裁量枠実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し請求金額を支払うものとする。

(育成管理)

- 第 13 条 事業実施団体は、播種等を実施した種子等について適正な育成管理を行わなければならない。
- 2 支店長は、事業実施団体が前項の育成管理を行うよう指導するものとする。 (県農林事務所の指導)
- 第 14 条 支店及び事業実施団体は、播種等及び育成管理について県農林事務所の指導を受ける ことができる。

附 則

- 1. この要領は、平成 13年4月25日から施行する。
- 2. この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 3. この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 4. この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 5. この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 6. この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 7. この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 8. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 9. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 10. この要綱は、令和2年11月2日から施行する。
- 11. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 12. この要領は、令和5年4月1日から施行する。

令和 年度定期配布事業

秋配布

配布申込書

春配布

令和 年 月 日

公益財団法人静岡県グリーンバンク支店長 様

団体名

代表者氏名

構成人員

人

所在地

電話番号

秋配布

令和 年度定期配布事業

による配布を受けたいので、次のとおり申し込みます。

春配布

	分類	名称	数量(単位)	播種等面積	
エフナナジャロナフ					
配布を希望する					
緑化資材					
		播	種等面積合計	m	
(注)					
1 「分類」覧にはすること。	、草花の種子、草花	の球根、緑化木苗木、さ	くら苗木、その	の他資材と記入	
	插子 球根 緑化	木及びさくら苗木の場合	に限りその種類	類を記えするこ	

- 2 「名称」覧には、種子、球根、緑化木及びさくら苗木の場合に限りその種類を記入すること。
- 3 「播種等面積」覧には、種子、球根の場合に限り各種類ごとの播種予定面積を記入すること。

播種等の場所	所在地及び名称									
播種等実施 予定年月日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで									
団体区分	花の会、町内会、子供会、婦人会、老人会、PTA、 その他(
箇 所 区 分	公園、道路(街路)、学校、社会教育施設、医療施設、社会福祉施設、 その他(

様式第2号(第8条関係)

秋配布

令和 年度定期配布事業

申込総括書

春配布

第 号

令和 年 月 日

公益財団法人静岡県グリーンバンク理事長 様

公益財団法人静岡県グリーンバンク支店長 市町長 氏 名

秋配布

令和 年度定期配布事業

による申込みがあり内容を審査したところ適当であると

春配布

認められるので、関係書類を提出します。

担当課

担当者氏名

電話番号

支店計

秋配布

令和 年度定期配布事業

配布申込総括表

春配布

			支店名								
団体 番号	団体名	団体区分	箇所区分	型の緑化資材の 名称及び数量				播種等を 行う面積	播入	重等定月	
							m [*]	月			
				•	•						

- (注) 団体区分及び箇所区分の欄には、次の記号を記入すること。
 - 1 団体区分:ア 花の会 イ 町内会 ウ 子供会 エ 婦人会 オ 老人会 カ PTA キ その他
 - 2 箇所区分: ア 公園 イ 道路(街路) ウ 学校 エ 社会教育施設 オ 医療提供施設 カ 社会福祉施設 キ その他

第 号 令和 年 月 日

事業実施団体代表者 様

公益財団法人静岡県グリーンバンク支店長 市町長 氏 名

秋配布

令和 年度定期配布事業

配布決定について(通知)

春配布

先に申込みのあった緑化資材については、別紙のとおり配布決定しましたので通知します。つきましては、事業完了後、完了報告書に播種等を実施している状況の写真を添付して速やかに提出していただくようお願いします。

なお、今回配布する緑化資材は、一般県民からの寄附や県からの補助金を財源に公益財団法人 静岡県グリーンバンクが無償で配布するものですので大切に育ててください。 秋! 令和 年度定期配布事業

秋配布

緑化資材検収調書

春配布

令和 年 月 日

公益財団法人静岡県グリーンバンク事務局長様

支店名 担当者 氏 名電話番号

このことについて、次のとおり検収しましたので報告します。

分類	名称	数量(単位)	検収月日

秋配布

令和 年度定期配布事業

完了報告書

春配布

令和 年 月 日

公益財団法人静岡県グリーンバンク支店長様

団体名 代表者氏名 所在地 電話番号

秋配布

令和 年度定期配布事業

により配布を受けた緑化資材について次のとおり

春配布

播種

植付けを完了したので、報告します。

植栽

	分類	名称	数量(単位)	播種等面積
接種等なな。ためん				
播種等を行った緑化 資材				
貝似				
	m			

(注)

- 1 「分類」覧には、草花の種子、草花の球根、緑化木苗木、さくら苗木、その他資材と記入すること。
- 2 「名称」覧には、種子、球根、緑化木及びさくら苗木の場合に限りその種類を記入すること。
- 3 「播種等面積」覧には、種子、球根の場合に限り各種類ごとの播種面積を記入すること。

播種等の場所	所在地及び名称									
播種等実施年月日	年 月 日から 年 月 日まで									
団体区分	花の会、町内会、子供会、婦人会、老人会、PTA、 その他(
箇所区分	公園、道路(街路)、学校、社会教育施設、医療施設、社会福祉施設、 その他(

	令和	年度短	定期配布事	業	秋配布 春配布	完了報告	総括書			
							第 令和	年	月	号 日
公益財	団法人静岡県	県グリ-	-ンバンク	7理事 _:	長様					
		公記	益財団法人	、静岡	県グリーン/	バンク支店長	市町長	氏	名	
令和 :	年度定期配行	市事業	秋配布	につ	ハて、報告記	書の提出があ	ったので、	関係	系書類	を添えて
報告しま [.]	す。									
※事業実	施団体からの	の要望を	を集約して	記入	願います。					

担当課 担当者氏名 電話番号

秋配布

令和 年度定期配布事業

実績総括表

春配布

支店名

団体		※ ⊵	☑分	播種等を実施した緑化資材の種類及び						播種等	播種等	
番号	団体名			数量	数量						面積	実施日
田与		団体	箇所								m [*]	月日
									İ			
								<u> </u>	<u></u>			
									ļ			
支店計												
∠ /□□1												

- (注) 団体区分及び箇所区分の欄には、次の記号を記入すること。
 - 1 団体区分:ア 花の会 イ 町内会 ウ 子供会 エ 婦人会 オ 老人会 カ PTA キ その他
 - 2 箇所区分:ア公園 イ道路(街路) ウ学校 エ社会教育施設 オ医療提供施設 カ社会福祉施設 キその他